

対話と協調の世界を求め、市民政治の新時代に 憲法理念の実現をめざす第46回大会基調

1 「憲法の保障する諸権利の実現を第一」とする3党連立政権の誕生

< 新政権の誕生 >

1. 8月30日投票の第45回衆議院議員総選挙は、民主党の308議席獲得をはじめ野党が勝利し、自公両党が惨敗するという結果となりました。選挙で主権者が政権交代を選択するという戦後初めての画期的な事態をもたらし、9月16日には特別国会で鳩山由紀夫民主党代表を首相とする、民主・社民・国民新3党連立の政権が誕生しました。新政権発足に先立つ9月9日に3党首が署名した「連立政権樹立にあたっての政策合意」では、「憲法」について、「唯一の被爆国として、日本国憲法の『平和主義』をはじめ『国民主権』『基本的人権の尊重』の三原則の遵守を確認するとともに、憲法の保障する諸権利の実現を第一とし、国民の生活再建に全力を挙げる」と明記されました。
2. 誕生した鳩山新政権は、早くも東アジア共同体に向けたとりくみや非核政策、CO₂の25%削減など地球環境問題、人権諸政策などで意欲的に動こうとしています。また、新政権発足とあわせて、国権の最高機関である国会では、参議院の江田五月議長につづいて、衆議院議長に、憲法理念を実現するとりくみに理解の深い横路孝弘議員が就任しました。憲法理念の実現をめざしてきた私たちにとって、新しい国会、新しい政権のもとで、可能性を大きく広げています。

< 日本の平和や人権などの状況 >

3. 64年前、日本は、アジア・太平洋地域に対する植民地支配と侵略戦争による2000万人に及ぶ犠牲者など世界の人々に多大な加害と、沖縄の地上戦、ヒロシマ・ナガサキの原爆投下と日本でも300万人を超える多数の犠牲者をもたらしました。連立政権合意に記された、平和主義、基本的人権の尊重、主権在民を三大原則とする日本国憲法は、この戦争の反省から、1947年5月3日に施行されたものです。
4. しかし、これまで日本の平和や人権の状況はどうだったのでしょうか？ 歴代自民党内閣のもとで、とりわけ憲法第9条は空洞化されつづけてきました。平和・安全保障については米国政府の意図を受ける形で、日本は世界有数の軍事力を持ち、また、米軍と自衛隊とあわせて世界最大・最強の基地群が築かれ、自衛隊の海外派兵が日常化し、「戦争する国づくり」がすすめられました。沖縄では、依然として米軍による重圧がつづき、事故や犯罪が絶えません。他方、日本の戦争・戦後責任の課題は、山積したままです。朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）との国交正常化は果たされず、近隣諸国との「過去の清算」も未解決です。加えて、2005年総選挙で衆議院3分の2議席の多数派となった自公政権は、教育基本法改悪、改憲手続法制定などを強行し、2007年参院選で与野党逆転した後も、衆議院での強行採決を繰り返してきました。
5. 基本的人権、教育、環境、地方分権などの分野では、一定前進したものもありますが、多くがないがしろにされ、いまなお課題を残しています。日本が結んだ国際人権条約は30のうち12に過ぎません。国連の人権機関は国内人権機関設置や様々な差別の問題で、次々と日本に対して勧告しています。また、21世紀に入っていっそう深刻化した地球環境の悪化、グローバル化、少子高齢

社会の進展などの課題や、国連ミレニアム宣言などでも示された持続した共生社会づくりに対しても、自公政権は何ら改善しませんでした。それどころか、小泉とその亜流の自公政権は米国ブッシュ政権に追従するとともに、市場原理主義に基づく構造改革路線をすすめ、それまでのセーフティネットは崩され、昨秋来の米国発の金融経済危機、100年に一度といわれる世界不況は日本でも解雇・失業をはじめ生活の危機、貧困と格差の社会を広げ、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」（憲法第25条）すら侵してきました。

< 新政権と憲法理念の実現 >

6. 加えて長期政権の慢心とおごりからくる自公政権内部の深刻な腐敗と無責任さ、政権をささえてきた官僚体制の制度疲労から、自壊が始まりました。そして、2007年参院選の与野党逆転について衆議院でも野党が勝利し、戦後初めての本格的な政権交代となり、新しい時代が始まりました。新たな政権による施策の実現は、明治維新、「戦後の民主化」と匹敵する改革の質をもっています。私たちはこれを踏まえて、憲法理念の実現に向けて全力でとりくまなければなりません。

7. しかし、新政権が憲法理念実現の政策をすすめるにあたっては、権力を失い野に転じた自公勢力の必死の抵抗と巻き返しをはじめ、新政権としての限界や政権内の不十分性、不一致などの問題があります。多くの紆余曲折があることを踏まえて、新政権に対する「請願・要請」行動をはじめ、ときには対抗した行動など、憲法理念実現に向けた政策転換や政策充実を多様な形で求めつづけることが必要です。さまざまな事態も踏まえて、中長期的視野で粘り強くとりくまなければなりません。

< 世界規模の大転換期 >

8. 現在私たちは世界史的な時代の転換点に立っています。世界は、1990年代初頭の社会主義体制の崩壊以降「資本主義体制」が基本的な体制となりました。1980年代から顕著になった経済のグローバル化とアメリカのレーガン政権などの市場原理、自由競争、規制緩和、戦後福祉国家の解体、「小さい政府」をめざす経済的な新自由主義と、伝統的価値への回帰を強調する社会的な保守主義は、競争と対立を強めさせ、貧困、差別、人権侵害など格差社会を進行させてきました。対外政策では、軍事力重視、「強いアメリカ」、単独行動主義によって、新たな垂直的な国際秩序の形成をめざすものでした。加えて、ブッシュ政権は、2001年の9・11をテコに冷戦崩壊後の平和と軍縮への動きを逆流させ、一極支配体制の構造化をめざしたネオコン路線のもとにアフガンやイラクへの侵略戦争をすすめてきました。しかし、そうしたブッシュ・ネオコン路線は次第に全分野にわたりその限界が明らかになると同時に矛盾が噴き出しはじめました。アフガン・イラクへの侵略戦争は泥沼化し、サブプライムローン破たんから始まった米国発の金融危機は、世界の経済・社会秩序と国民生活に大混乱を引き起こし、「資本主義体制」を大きく揺り動かしています。

9. 世界は、とりわけG20、西欧諸国、中南米諸国、BRICs諸国などは「持続可能な社会」をめざして、新自由主義(市場原理主義)からの脱却、米国一極体制ではない「平和・政治・経済・社会の新しい秩序」の形成を求め、苦闘を開始しています。米国も「チェンジ」や「グリーン・ニューディール」を唱えるオバマ新大統領を選出し、ブッシュ・ネオコン路線に代わる新たな道を歩き始めました。本年4月には、プラハ演説でオバマ大統領は、「核兵器を使用した唯一の国として行動する道義的責任がある」とし、「米国は核兵器のない世界をめざす」と決意表明しました。その後、米・ロ間の新たな核軍縮条約の枠組み合意やG8サミット首脳会議声明など、具体的方策に多

くのハードルはあるものの、世界は確実に核廃絶へと歩み出しています。外交と国際協調主義の重視、脱冷戦型の「共通の安全保障」、軍事優先の安全保障概念からの脱却の流れが国際的に広がろうとしています。日本国憲法前文にある「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの生存と安全を保持しよう」という考え方と共通したものです。米国の軍事力による世界支配ではない国連を中心とした国際的な平和秩序の形成、新自由主義(市場原理主義)ではない民主的に統制された金融・経済秩序の形成、新しい産業の振興や財政出動による「恐慌」からの脱出、そしてすべての人びとの基本的人権確立と共生が求められています。

10. 現在、世界はブッシュ・ネオコンがつくりだした危機があまりにも根源的で深刻であるため、苦難の歩みを続けていますが、東アジアの市民との不戦の交流、平和連帯・共通の安全保障を明確にする平和環境の醸成のとりくみや、人権や民主主義の確立、人々の「命」や生活を重視する「人間の安全保障」の政策と憲法理念の実現のとりくみをすすめてきた私たちにとって、新しい時代を作り出す最大の可能性があることも意味しています。私たちは、こうした時代の変化を明確に認識し、新しい枠組み形成の一翼を担う必要があります。

2 憲法をめぐる状況と「人間の安全保障」の確立に向けて

<「改憲手続法」と憲法審査会>

11. 2007年参議院選挙での与野党逆転につづき、衆議院でも自民党が少数派となったため、小泉・安倍内閣時代に画策された早ければ2011年にも自民党案に基づく改憲案を発議するという動きは破たんしたといえます。改悪への動きを断ち、憲法理念の実現に向けて転じるためにも、第9条などの空洞化に歯止めをかけることや国会における議会制民主主義の再生とともに、「日本国憲法の改正手続に関する法律(改憲手続法)」の見直しが必要です。2010年5月18日に施行される同法は、衆議院で強行採決され、参議院では18項目もの附帯決議がついた欠陥法です。憲法をどうするかに関わる法律は、どの法にもまして憲法の理念に立脚し、基本的人権の尊重や主権在民の原則に沿う必要があるにもかかわらず、「改憲手続法」は、それに反して国民投票の成立要件を「有効投票総数の過半数」とする低い基準としたり、公務員や教育者の運動を制限するなど、まさに「憲法改悪のため」のものであります。

12. 衆議院では、与党が総選挙前に憲法審査会を動かすために必要な委員数や改憲発議の手続きなどを定める「衆議院憲法審査会規程」を、かけこみのように強行採決で制定しました。また、総務省は施行に向けて50億円近くの「国民投票制度準備等関係経費」を予算化し、大量のリーフレットやポスターを作成して宣伝したり、投票人名簿のシステム構築を進めていることとあわせて、主権者の意思を無視した既成事実化が図られてきました。新たな政治状況のもとで、まず、これらの動きを中止させなければなりません。ひきつづき憲法審査会の始動に反対し、改憲手続法について、立憲主義に基づいた一からの審議やり直しをさせることが必要です。また、これまで自公政権がすすめてきたなし崩し的な解釈改憲や「戦争する国づくり」から脱却することも重要です。とくに重要な問題は、米軍再編と関わりの深い「集団的自衛権」の行使です。安倍内閣や麻生内閣のもとで行われた首相の私的諮問機関の報告などでは、恒常的な自衛隊の海外派兵・派遣、武力行使の既成事実化が企図されるとともに、北朝鮮の脅威を煽りながら、「敵基地攻撃論」「先制攻撃論」などが喧伝されてきました。これらを破棄し、憲法理念に基づいて、対話と協調、外交を軸とした政治

への転換を実現させていかなければなりません。

< 憲法と私たちの基本的立場 >

13. 憲法は前文で「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意」し、第9条で「戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認」を、第3章「基本的人権」や第10章「最高法規」で「基本的人権の本質、普遍性、永久不可侵性」を定めています。私たちの基本的立場は、これらに示された憲法理念の擁護と実現をめざすとともに、人権や民主主義の国際的な確立にむけた世界の到達点に立って、さらに発展させることです。いうまでもなく憲法の有効性を高め、市民生活に生かすための議論は必要です。当然、国会でも取り上げられ議論しなければなりません。差別と人権抑圧に利用されている憲法第10条の「国民要件」についてどうするのか、憲法の規定にない環境権についてどうするのかなどの問題をも踏まえて、これまでの憲法問題の論点・問題点整理、規範が現実に生かされているかを検証などを行いながら、論議をすすめていかなければなりません。また、憲法前文・9条、第3章、第10章などの部分は、憲法の理念の核心の部分であり、その変更を許してはなりません。明文であれ解釈であれその改悪の動きに対抗して、憲法理念を実現するとりくみ、政府に憲法を遵守させ、立憲主義を確立するとりくみを強化します。ひきつづきこの立場を明確にし、平和団体、市民団体、連合などとの連携の強化をすすめていきます。そして、変革の時代に適した憲法の理念に基づく政策実現を図っていきます。東北アジアの緊張緩和の進展にむけた平和環境醸成のとりくみや、人びとの「命」や生活を重視する「人間の安全保障」や平和と民主主義の課題の政策実現の具体化をめざします。そのためにも、憲法審査会の動向も見極めながら、「武力で平和はつくれない！9条キャンペーン」をすすめます。

< 「人間の安全保障」のとりくみ >

14. 「人間の安全保障」のとりくみは、冷戦の崩壊とグローバリゼーションの進展を背景に、UNDP(国連開発計画)が初めて打ちだしました。一人ひとりの人間を中心にして、危機への脅威のもとにある個人や地域社会において、その地域の人々による対処能力の向上をつうじて、各人の生命の尊厳性と人権が保障されるような、安全な社会の形成をめざすものです。具体的には、地域紛争、テロ、差別、感染症の蔓延、自然災害の発生、難民化などの「急激な危機」と、犯罪の多発、環境破壊、経済危機、貧困、飢餓、偏見と差別の拡散、教育・医療サービスの欠如などの「慢性的な危機」ないし「欠乏」からの安全を保障することです。そのために、国際社会からの支援は、その地域の人々を中心に据えて配慮されて、支援を必要とする人々に確実に届く援助、地域社会のシステムの対処能力を向上させる援助や、人々の能力強化を重視する援助、さらに、文化の多様性を尊重する援助などが重視されます。従来領土偏重、軍備重視の国家間安全保障ではもはや対処しえなくなった問題に対処するものです。社会経済、人権などの国際諸機関や、各国の政府、自治体、内外のNGOとが協力した活動が行われています。平和に関していえば、「核の安全保障」からの転換・脱却や、世界各国とくに途上国で軍事支出の増大からの脱却がめざされ、対人地雷禁止条約やクラスター爆弾禁止条約、ICC(国際刑事裁判所)設立条約などの成果が生み出されてきました。

< 「人間の安全保障」と国連ミレニアム宣言、開発目標 >

15. 人間の安全保障は、紛争・戦争を生み出す原因である貧困や差別の問題を明らかにし、それを克服するためのとりくみです。多くの紛争は、経済社会的権限および資源へのアクセスが不平等な

なかでつくられています。そして、暴力的な紛争は、開発への展望を阻害します。2000年9月の国連ミレニアム宣言は、平和と安全、開発と貧困、環境、人権と良い統治などを課題として掲げ、21世紀の国連の役割に関する方向性を提示しました。そして、それまでの国際開発目標と統合して、ミレニアム開発目標(MDGs: Millennium Development Goals)を打ち出しました。「極度の貧困と飢餓の撲滅」「普遍的初等教育の達成」「ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上」「幼児死亡率の削減」「妊産婦の健康の改善」「環境の持続可能性の確保」「開発のためのグローバル・パートナーシップの推進」という8つの目標と、18のターゲット、48の指標からなるものです。このMDGsの達成がもっとも遅れている国の多くが紛争をかかえている国です。それゆえ予防と持続的平和構築は、MDGs達成に必要であり、MDGsの履行は紛争の根源への対処につながり人間の安全保障を促進するという関係にあります。2003年5月の国連「人間の安全保障」委員会の「最終報告書」は、「人間の安全保障」は「国家の安全保障」を補完するものと位置づける一方、「人々が自分の安全を自分で対処するようにエンパワーすることが含まれる」ことを強調。人権なしの人間の安全保障はないと主張し、教育を重要としています。また、2005年9月の世界サミット成果文書では、MDGsの2015年までの達成を再確認するとともに、平和構築委員会や人権理事会の設置、人道犯罪からの「保護する責任」の確認などが合意され、実行中です。全体に功を奏し世界で飢餓に苦しむ人々の割合は減少してきましたが、食料価格の高騰もあり2008年から増大する動きに転じたと報告されています。なお、日本の政府・外務省も「人間の安全保障」を外交の柱の一つにおき、1999年には国連に日本信託基金「人間の安全保障基金」をたち上げ、累計390億円の拠出をして、アジア、アフリカその他の地域で国連の諸機関がおこなうさまざまなプロジェクトに資金提供しています。国内では、2003年改訂の「ODA大綱」でも「人間の安全保障」を基本方針の一つとして定めており、日本が行なう国際協力として重要な位置にあります。

< CSRとグローバル・コンパクト >

16. 「国家の安全保障」に制限されない市民、NGO、労働組合や第三者機関などが「人間の安全保障」のとりくみをいっそう強化することも必要です。世界的にも、自然災害時などの国境を越えた協力活動、イラク侵略戦争反対に見られる大規模な反戦平和ネットワークの広がり、グローバル化に抵抗する人々が大結集する世界社会フォーラムの開催、その平和版の世界平和フォーラム、GPPAC(武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ)のとりくみなど、動きは強められてきました。

17. 金融経済危機のなかで注目されてきたCSR(企業の社会的責任)は、企業も経済的価値や短期的な営利を追い求めるだけでなく、社会的な存在として、環境や人権といった非経済的な価値の維持・増進のために責任を果たさなければならないという新たな責任概念です。いまや国家に匹敵する存在となった企業が、その社会的責任を自覚してとりくむことを必要とします。この分野でどれだけ効果的なとりくみが行なえるかが、今後の日本および世界における重要な課題です。

18. 国連が進める「グローバル・コンパクト」はCSRの基準の重要な一つです。1999年の世界経済フォーラムでアナン国連事務総長(当時)が提唱した、国連と連携する企業、市民社会、自治体などの自発的なイニシアティブの枠組みです。これに参加する企業などは、人権・労働・環境・腐敗防止についての10原則を自発的に自らのビジネス活動に組み入れ、経営理念として推進することを約束します。その企業は人道的という評価を国連から提供されることとなります。すでに全世界で7000企業・団体が参加していますが、日本ではまだ95企業・団体にとどまっています。国際

人権基準、国際環境基準、国際労働基準に沿った企業活動を求め、モニターして評価するものです。この動きを広めなければなりません。

3 憲法理念の実現にむけて - 平和環境を醸成し多民族・多文化共生社会へ

< 日米安保条約改定から50年 - 集団的自衛権と米軍再編 >

19. 来年2010年は、1960年に日米安保条約が改定されてから50年を迎えます。日米安保条約は在日米軍の活動を「極東の安全」のために限定したのですが、半世紀を経た現在、大きく変容しています。ことにブッシュ政権のもとですすめられてきた米軍再編は、①同盟国の役割強化②柔軟性を高める③地域を超えた役割④迅速展開能力⑤数ではなくて能力重視の5原則で開始した世界規模のもので、日本との間では、「共通の戦略目標」（2005・2・19）、「日米同盟の転換と再編」（2005・10・29）、「実施ロードマップ」（2006・5・1）と3回にわたる合意が行われました。米国は、アジア太平洋地域を統括する陸・海・空・海兵4軍の司令部と実戦部隊を日本に集中し、「不安定の弧」（東北アジアから中国、東南アジア、インド、アラブ地域、アフリカ大陸東岸まで）に軍事介入する際の中軸基地にしようとしてきました。そのための切れ目のない支援を、日本に要求し、日米間で合意したのです。横田（空・ミサイル）・座間（陸）への米軍・自衛隊司令部の合同、横須賀への原子力空母配備、岩国のアジア最大規模の航空基地化、沖縄での基地新設と海兵隊司令部のグアム移転などです。敵国に対して核兵器を含む先制攻撃を行うことを基本戦略にした米国と共通の戦略目標を日本が持つことは、憲法違反です。戦時の役割分担で、自衛隊が米軍を支援することは「専守防衛」の範囲を逸脱します。ミサイル防衛は集団的自衛体制を現実化するものです。在日米軍再編は、憲法違反であるとともに、事実上の日米安保条約改定であることに最大の問題があります。

20. これまで私たちは憲法理念の実現に向けての大きな課題は、日本の平和外交の基本や再び軍事大国とはならない証を明確に示すこと、これまでの対米一辺倒から、東北アジアの平和環境を醸成する友好外交など多角的な外交への転換が求められていることを指摘しつづけてきました。この点で、新政権が、東アジア共同体構想をはじめ、日米関係だけではなくアジアや国連との関係をより重視していることや、米軍再編を見直すとともに、核兵器の先制不使用方針を示そうとしていることは重要です。新政権が、インド洋・ソマリアへの自衛隊海外派遣部隊のすみやかな撤収、ミサイル防衛の導入など「集団的自衛権の行使」となるものの中止、防衛力整備について他国に脅威を与える正面装備削減などの自衛隊縮小への転換を当面の実現課題としていかなければなりません。そのためにも、米軍については、ただちに安保密約を公表するとともに、沖縄の普天間基地返還・辺野古移設計画の撤回、日米地位協定の米軍特例廃止などの改定、米駐留軍経費の日本側負担（思いやり予算）の打ち切りなどを強く求める必要があります。さらに、アメリカの海兵隊の部隊および演習の米本土移管、原子力空母横須賀母港化の撤回をはじめ在日米軍基地の縮小・撤去のとりくみは従来にもまして強めていかなければなりません。

< 憲法第9条と平和基本法 - 安保・自衛隊との乖離の克服に向けて >

21. 大きな転換点のなか、平和・軍縮への道筋を切り拓くため、「平和基本法」の確立に向けたとりくみが重要です。憲法第9条を具現化するには、日米軍事同盟・自衛隊の縮小・改革とその基本法が不可欠です。①国家の交戦権否定、②集団的自衛権禁止、③非核3原則、④武器輸出三原則、

⑤海外派兵禁止、⑥攻撃的兵器の不保持を条文に明記し、⑦文民統制原則、⑧国連中心主義をかかげること。さらに、自衛隊を改編し、①国土警備隊、②平和待機隊、③災害救助隊に分割すること。当面存置される「国土警備隊」は、組織・任務・装備の面で、「陸海空その他の戦力」に当たらないものに限定すること。大幅に削減される予算・人員・施設を、「災害救助」と「国際協力」分野に振りむけ、憲法前文と9条にふさわしい日本の姿を世界に示すこと一などを内容とする「平和基本法」により、まず東アジアに「EU型共通の安全保障」を実現、最終的に、国境を越える地球ぐるみの「人間の安全保障」へと発展させていくことが必要です。この大きな流れを政治のなかに活かしていかなければなりません。

< 韓国併合100年 - アジアの平和と日朝国交正常化 >

22. 朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の核開発をめぐる6カ国協議は、2006年10月の核実験実施表明などの事態があったものの、朝鮮半島の非核化に向けて共同声明(2005年9月19日)を実施するため初期段階合意(2007年2月13日)、第2段階合意(同10月3日)とすすみました。しかし、米韓両国の政権交代などを経た4月5日の北朝鮮の「人工衛星」ロケット発射以後、これを非難する4月13日の国連安保理議長声明、これに対する北朝鮮外務省の6カ国協議離脱と自衛的核抑止力強化の4月14日・29日の声明と5月25日の2度目の核実験強行。さらに6月12日の安保理の核実験非難決議と、これに対する6月13日の北朝鮮外務省の抽出プルトニウム兵器化・ウラン濃縮作業着手の声明など、緊張を増しました。8月以後は、クリントン元大統領訪朝を契機に転じて、10月には中国の温家宝首相訪朝で、米朝協議実施後の6カ国協議再開に向けたきざしが見え始めています。

23. これに対して、日本では、自公政権、タカ派を中心に声高な敵基地攻撃論など対決姿勢ばかりが強調され、対話と協調を築くとりくみがまったく軽視されてきました。そして、制裁措置は継続を重ねたまま、朝鮮総連関係団体を弾圧し、在日朝鮮人に圧迫を加えるばかりでした。他方で、ジャーナリストの田原総一郎さんや元拉致家族会役員の蓮池透さんなどから、対話をすすめてなかった日本政府の問題点を指摘し、交渉の必要性を訴える主張も広がりつつあります。8月20日には、「東北アジアの平和と安全のために」対話を求める日米韓学者・文化人等の共同声明も出されました。

24. 1991年に日朝国交正常化交渉が開始してすでに18年以上。日韓会談の14年を上回っています。日朝国交正常化に向けた動きは新政権のもとでも、なお不透明な状態です。朝鮮半島の状況に関心を持ち平和や和解をめざす「東北アジアに非核・平和の確立を！日朝国交正常化を求める連絡会」(日朝国交正常化連絡会)は、事態は困難であっても重要な局面であり、北朝鮮に対して核を放棄し平和的政策をとり6カ国協議に復帰することを求めるとともに、日本政府に北朝鮮に対する制裁の解除、人道支援の即時再開、エネルギー経済支援への参加を主張すると同時に、在日朝鮮人団体への不当な人権弾圧にも反対を表明しています。日朝両国がピョンヤン宣言に基づいて東北アジアの平和と日朝国交正常化に向かうことが重要です。日本が朝鮮半島を植民地化した韓国併合から100年にあたる2010年までに決定的な前進をするため、日朝基本条約構想などの提案が行われています。対話と協調、平和を求める全国的な世論形成とそのためのとりくみが求められています。

< 歴史認識と教科書 >

25. 1993年、細川護熙首相(当時)は、所信表明で初めて日本の「侵略行為や植民地支配」を認め、

反省とお詫びを表明しました。それは閣議決定された戦後50年の村山首相談話に引き継がれました。鳩山首相は就任直後の日中首脳会談で胡錦濤国家主席に村山談話を踏襲することを伝え、日韓首脳会談で李明博大統領に「新政権は歴史をしっかりと見つめる勇気を持った政権」と表明しました。これまで、自民党政権のもとで、日本に何よりも必要な戦争の歴史と責任に関する認識は回避されるか、相次ぐ要人や田母神発言のような偏狭なナショナリズムによる歪曲が横行していた事態から、重要な転換です。

26. 国家主義的教科書の「新しい歴史教科書をつくる会(つくる会)」は、「改正教育基本法に基づく教科書改善を進める有識者の会(改善の会)」とに分裂し、2010・2011年使用教科書に関して、それぞれ自由社版、扶桑社版を発行しました。平和フォーラムなどの不採択要請にもかかわらず、これまで扶桑社版の歴史教科書を採択していた栃木県大田原市、東京都杉並区では継続して同教科書が採択されるとともに、新たに横浜市の8採択地区(全18採択地区)で自由社版が、愛媛県今治市と上島町で扶桑社版が採択されました。これまで低迷していた国家主義的歴史教科書の使用数が拡大する結果となりました。採択の撤回を求めるとともに、改悪教育基本法のもとで出された改訂学習指導要領に基づく2011年度を見据えて、国家主義的教科書をつくらせない、採択させない市民の輪を広げていく必要があります。また、政権交代が実現した政治状況のなかで、村山首相談話を日本政府の公式な歴史見解として改めて確立し、教育現場においてその見解を基本にして歴史教育を充実させていくことも重要です。また、「集団自決(強制集団死)」に日本軍の関与があったのかを焦点とした大江・岩波沖縄戦裁判は、大阪地裁および高裁の判決においても、関与があったとの見解が示され、歴史的事実として認定されました。今後、最高裁判決を受けて、すべての教科書に「集団自決(強制集団死)」の歴史事実を客観的に記載させるとともに、問題を再び繰り返さないためにアジアとの「近隣諸国条項」のように「沖縄戦条項」を制定することが必要です。

< 歴史認識と戦後補償をめぐる問題 >

27. 植民地支配と侵略戦争を重ねて敗戦した日本は、戦後、多大な賠償を求められる立場でしたが、戦後の冷戦のもと米国の強力な働きかけで、台湾や韓国は賠償を放棄し、日本が賠償を支払ったのはわずか4カ国だけでした。また、1970年代に中国は、平和憲法の存在を示し軍事大国化しないと表明した日本に対して戦後賠償を免除しました。アジア地域の個々の被害者が日本の国や企業を相手に戦後補償を求めた裁判は、1980年代から現在まで、88件を数えますが、除斥(時効)などで請求を棄却してきました。2007年4月27日の中国人強制連行西松訴訟の最高裁判決は、事実認定しながら、1972年の日中共同声明を根拠に司法救済の道を閉ざし、わずかに関係者間で被害救済を勧告するというものでした。しかし、国際法にも人権・人道にも反することは明白です。訴訟のなかで培われた膨大な証言と資料を生かし、事実認定をもとに、政府・企業などに責任をひきつづき追及すること、ILO(国際労働機関)や国連人権機関、「慰安婦問題」で首相の公式謝罪表明を要求する各国議会決議や日本の自治体決議のように、内外の世論に訴えること、東京大空襲・重慶大爆撃訴訟など新たなとりくみを広げていくことをはじめ、アジアの市民と連携したとりくみが重要です。

< 教育と子どもの権利 >

28. グローバル化のなかで、日本では企業競争力の確保策に躍起となり、排外主義、偏狭なナショナリズムを助長する傾向も増大し、「日の丸・君が代」が強制され、さらに、2006年教育基本法が

十分な審議もなく強行成立されました。①教育の目的を「人格完成」から「国に有益な人材育成」に転換、②愛国心をはじめ個人の「内心の自由」を否定し、国家主義を助長する徳目を定めたもの、③教育行政について国と地方公共団体がそれぞれ介入するもの、④教育基本法の「教育宣言」としての歴史的意義を抹消したことなど、憲法改悪につながる重大な問題点をもつものです。その後もさらに教員免許の10年更新など教育関連法が次々と変更され、教育現場に管理や競争主義、格差、差別の構造が持ち込まれようとしてきました。政権交代したなかで、これらの見直しを開始されています。

29. 2009年は「子どもの権利条約」の国連採択から20年、日本が批准して15年です。この間、子どもの権利条約の理念は定着せず法制度も不備なままでした。子どもをとりまく課題を解決し子どもの人権を保障するとりくみは、学校だけでは限界が来ており、自治体や地域住民のとりくみが重要となっています。兵庫県川西市で制定した「子どもの人権オンブズパーソン条例」は全国に波及し、各自治体で「子どもの権利条例」などが策定されています。

<世界人権宣言60年と国際人権条約>

30. 2008年に世界人権宣言60周年を迎えたなかで、世界は、国際人権規約の他、人種差別撤廃や女性、子ども、移住者、障がい者、死刑廃止など各分野におよぶ30の国際人権条約が積み上げられたほか、人権理事会が設立されるなどさまざまな分野で人権確立のとりくみがすすめられてきました。しかし、日本はようやく12の条約に加入したにすぎず、批准した条約も、国内法整備がなかったり、留保や未批准部分があるなど人権救済についての遅れがあります。

31. 昨年は国連の人権理事会の普遍的定期審査(UPR)や国際人権(自由権)規約委員会で、今年は女性差別撤廃委員会で、日本は人権に関するさまざまな問題点があることが指摘されました。国内人権機関の設置、人権諸条約の下での個人通報制度の承認(女性差別撤廃条約選択議定書など)、差別撤廃のための諸措置、マイノリティ・先住民族への権利保障、女性に対する暴力および人身売買の防止策、日本軍「慰安婦」問題の解決、移住者および難民の権利保障、死刑の廃止または一時執行停止措置の実施(死刑廃止条約)、刑事司法制度の改善などです。これに対して、日本政府は一部を受け入れるとしましたが、国内法の差別規定の撤廃や差別禁止法の制定を求めた勧告や、日本軍「慰安婦」問題の解決へのとりくみに関する勧告、死刑廃止などについては、従来立場をかたくなに繰り返し、受け入れませんでした。

32. これら人権確立の遅れは、かたくなな行政や司法をむしばむ官僚制度や自民党のタカ派や偏狭な民族主義の政治勢力による場合が少なからずありました。しかし、参議院に続いて衆議院でも与野党逆転し、政権交代したなかで、大きく転換をしようとしています。千葉法務大臣は、就任記者会見で、新政権下でとりくむべき課題として、人権救済機関の設置、個人通報制度の受諾、取調べの可視化という3点に言及しました。これらはいずれも国際人権機関からの再三の勧告にもかかわらず、これまでの政権下ではまったく実現の見込みが立たなかったものにほかなりません。

<差別禁止法と人権侵害救済制度の確立>

33. 日本における人権侵害の被害者に対する救済制度は世界水準から遅れています。現行では、主として裁判所による救済と行政機関による救済の2つがありますが、裁判による救済は、時間がかかる上に、弁護士費用など経済的な負担がともなうこと。行政上の救済機関では包括的な救済ができないなどの問題があります。これを打開するには、人権救済を専門に扱う独立性の高い行政機関

を国連の「国内人権機関の地位に関する原則」（パリ原則）にそった独立性と実効性あるものとして法制度化することが必要です。千葉法相は「人権侵害救済機関を内閣府の外局に設置」することを表明しました。また、差別を禁止・処罰する法律の制定も必要です。

34. 具体的な人権救済では、すでに20年を超えた1,047名のJR採用差別問題は、再三のILO勧告はもとより、司法判断も国鉄による差別・不当性を指摘しており、2009年3月の鉄建公団訴訟控訴審判決でも裁判長から早期解決が付言されました。政権交代したいま、政治解決の大きな山場を迎えています。

< 女性差別撤廃条約と男女共同参画 >

35. 2009年は女性差別撤廃条約採択30周年、選択議定書採択10周年です。日本は選択議定書の批准が当面する重要課題です。国際社会の流れは、あらゆる分野で女性の重要性・ジェンダーの視点を強調する動きにあります。UNDP(国連開発計画)の『人間開発報告書2009』で日本の人間開発指数(HDI)順位は182カ国中10位、ジェンダー開発指数(GDI)155カ国中14位、ジェンダー・エンパワメント指数(GEM)109カ国中57位であり、女性が社会的、政治的、経済的にどのくらい力を持っているかの指数であるGEMが依然として著しく低い数値に留まっています。スイスの世界経済フォーラムの2008年ジェンダーギャップ指数は、130カ国中98位、経済参加・機会、教育、政治、健康の各分野では、102位、82位、107位、38位で前年より後退しています。男女共同参画確立に向けたとりくみをいっそう広げていかなければなりません。

< 多民族・多文化共生社会と憲法 >

37. 日本は戦後も旧植民地出身者に対する人権侵害を続け、不当な外国人差別を続けてきたことを克服するためにも、定住外国人の権利確立は重要です。個別の地域では、地方自治体における「外国人会議」や住民投票条例による投票権などが全国に広がりましたが、まだ不十分です。定住外国人の地方参政権は、すでに欧州各国やアジアでも韓国では地域社会に参画する権利として実施されています。OECD(経済開発協力機構)30カ国中、外国籍住民に地方参政権を与えず、出生地主義をとらず二重国籍を認めないのは日本だけで、G8国のうち地方参政権を認めない国は日本だけです。日本でも、違憲ではないとした最高裁判決(1995年2月)に前後して全自治体の半数が決議しています。国会に提案されてから10年近くになりますが、主に自民党タカ派の反対で実現しませんでした。新政権が誕生したなかで、実現が大きな焦点となっています。

38. 国際化時代のなか、外国籍住民は、旧植民地出身者だけでなくブラジル人など南アメリカに移住した日系人中心に近年急増し200万人をこえており、その人権確立は失業・解雇などの強まりのなかで喫緊の課題です。また、無年金の問題や国際結婚した人々など多くの人たちが権利の確立を求めています。とくに子どもの問題は深刻です。日本の外国人学校は政府からの助成金がなく、朝鮮学校などは卒業資格が認められないなどの差別を受けている場合もあります。在日外国人は納税の義務を負っていますが、多くの税金が使われる学校教育の分野でほとんど恩恵を受けていません。子どもの権利条約の趣旨に基づいて、朝鮮学校をはじめ在日外国人学校を学校教育法の「1条校」並化、卒業資格差別の撤廃などは当面する重要課題です。さらに、研修生として来日した短期滞在の人たちの無権利状態はきわめて問題であり、2008年8月に山梨で起きた中国人実習生暴行傷害事件は、日中間の人身売買と暴力的な抑圧下におかれた状態を明らかにしたもので、中国では大問題となりました。

39. 外国籍住民の排除と管理強化の動きとして、先の通常国会では、「新たな在留管理制度」を導入する入管法・入管特例法改定案と住民基本台帳法が改定されました。法案の対象となる外国籍者のほとんどは、法改定について知らされず、国会審議では当事者の直接の声を聞く機会も開かれませんでした。3年後の施行に向けて、在留管理のあり方に関する15項目の附帯決議や「住民基本台帳法」の附帯決議を実効化させるとりくみなど、新たな政治状況の下で見直していくことが必要です。

<開かれた民主主義 - 司法改革、地方主権など>

40. 自公政権のもとでは、警察・監視社会化による人権侵害事件が多発したほか、法律違反について話し合うだけで罪とする稀代の悪法である共謀罪新設法案などが画策されてきました。これらの動きも政権交代で大きく転換しようとしています。とくに取調べの可視化について千葉法相は就任記者会見で表明しています。可視化は、最近の足利事件のえん罪判明などからも必要性が明らかになってきました。また、裁判員制度の前提としても、えん罪を生みださず、再審の道を開く制度保障としても、取り調べ過程の可視化のほか、代用監獄制度の見直しや死刑制度の廃止が不可欠です。第3次再審をすすめる狭山裁判をはじめとしたえん罪訴訟のとりくみとともに、司法の民主化が問われています。総選挙の際に行われる最高裁判所裁判官国民審査は、主権者が裁判官の判断をチェックする重要な機会ですが、国会議員や大臣に比べて、三権の長である最高裁長官が誰かもほとんど知られていません。棄権票を信任票にしてしまう非民主的、前近代的な投票制度をがつづいています。投票した人の意思が結果に反映する方法への改善を早急に実現させる必要があります。

41. 「官僚主権」といわれる「官」の支配をどう克服して「民」の政治を実現するのは民主主義の基本問題です。そして、「公」の果たすべき役割の再確立が求められています。地方自治については憲法には第8章「地方自治」が明記されながら、機関委任事務は明治以来の国と地方の「上下」関係がつづいてきました。1999年に成立した地方分権一括法によって、機関委任事務制度は廃止されたほか、関与のルール化や第三者機関が創設されたことは高く評価できます。しかし、地域の自立と振興には、自主財源の確保とともに、条例制定権の拡大、拘束力のある住民投票の導入などが、ひきつづき重要課題として残されています。しかし、新自由主義の流れのなか、地方財政は危機的な状況となり、高齢者医療、病院の縮小など福祉・医療が崩壊の危機に直面しています。30年前、「健康は基本的人権」であり、可能な限りの高度な健康水準を達成することは最も重要な社会目標である」とした世界保健機関(WHO)の『アルマ・アタ宣言』の理念実現の障害となっています。

42. 米軍基地の所在するところではもとより、自衛隊は米軍と融合しはじめ、民用・商業用の港湾や空港施設の軍事利用が進められているなか、「国民保護法」を介して自治体に対する動員が強められる危険性があります、とりわけ「国民保護計画」への対応が重要です。また、米軍再編促進特措法では再編交付金をエサに自治体の抵抗を骨抜きにするという手法がとられました。地方自治の理念からしても、平和に関連した住民投票を含め、自治体の平和力・外交力を築くことが重要になっています。

<環境権、地球環境>

43. 環境権などについて憲法に直接の条文がないことから改正を主張する動きもあります。権利規定の条文明記も重要ですが、憲法が否定するものでない限り、条文がないから環境保護が前進しな

いわけではありません。環境問題は、地球温暖化や森林の減少と砂漠化、水の量と質の悪化、増え続ける廃棄物や有害化学物質など、多岐にわたっています。これらは、人口の都市集中や市場経済優先の産業活動、第一次産業の衰退等によって年々深刻化しています。とくに日本は、輸出主導の経済によって、世界中の資源を使いながら、国内外に環境悪化を引き起こしています。これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、「循環型社会」への転換が求められています。

44. 新政権は「温室効果ガスの排出量を2020年までに1990年比で25%削減する」との目標を政権公約として確認し、国連気候変動サミットでも鳩山イニシアチブとして提案されました。経団連など経済界の意向を反映して麻生前政権が表明した8%に比べて3倍強という高い目標だけに、国際的に高く評価されました。CO₂削減が経済的マイナス要因ではないことは、オバマ政権の自然エネルギー推進のグリーン・ニューディール政策にも示されています。日本でも積極的な自然エネルギー推進政策をとり、そのための制度を早急に確立することが必要です。身近な地域資源を活用したバイオ燃料や風車、太陽光発電などの地域分散型のエネルギーの利用を推進することが必要です。また、地域においても、自治体と市民の連携を図り、温暖化対策をすすめることや、個人個人のライフスタイルを見直し、エネルギー消費を減少させることが必要です。また、原子力利用は温暖化対策にはならないものであり、エネルギー政策の転換が必要です。

45. 「グローバル化」の急速な進展のなか、投機マネーが石油から食料や資源にまで拡大して暴走を続ける一方、多国籍大企業の影響を受けた世界貿易機関(WTO)や二国間自由貿易協定(FTA)交渉により、貿易や投資の自由化が進められ、過度のコスト削減と競争至上主義による新自由経済が優先されてきました。さらに、水道や医療、教育などの公共サービスの切り捨て、営利目的の私企業化が世界的に進められています。その結果、途上国の産業や市民生活が困窮する一方で、環境破壊に歯止めがかからない状況が続いています。国連のミレニアム開発目標(MDGs)は2015年までに貧困や飢餓、安全な水を供給されない人々の半減をめざすことを打ち出しました。しかし、1日1.25ドル未満で暮らす途上国の貧困人口は、2005年でも14億人(4人に1人)となっているように、その達成は困難となっています。これらは、さらに国際的な緊張を生む要因ともなっています。また、資源や食料の安定確保を口実に、日本も含めて軍事力強化の道ともつながる危険性があります。

<最後に>

46. 時代は世界的な転換期です。米国オバマ政権の誕生につづいて、日本でも政権交代が実現しました。意欲的なとりくみや提起の一方で、多くの壁もあります。しかし、戦争放棄と非武装・平和主義、基本的人権の尊重、主権在民を三大原則とした日本国憲法の理念に基づく政策を実現させていくとりくみを広げ、実際に確実に実現させるときがきています。差別や排外主義を克服した多民族・多文化共生社会の実現に向け、東アジアや世界、日本各地の平和・人権・環境の運動をすすめる人々・団体と連帯する大きなネットワークをいっそう築いていきましょう。